**身体拘束等の適正化のための指針**

特定非営利活動法人はっち

１．はっちにおける身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

はっち及びホームはっちは、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他の利用者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者本人または家族に対して説明し同意を得た上で、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件に留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

２．身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

（１）身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束等の報告様式を整備して発生状況を記録・報告・分析し、今後の再発防止につなげるための対策を検討する「身体拘束適正化検討委員会」を設置する。

（２）身体拘束適正化検討委員会の構成

ア．管理者

イ．サービス管理責任者及びリーダー

ウ．支援職員

エ．その他管理者が必要と認める者（理事、第三者委員、外部の専門家等）

委員長は管理者とする。また、上記の中でア・イを中心に委員会を運営し、必要に応じてウ・エを招集する。

（３）身体拘束適正化検討委員会の検討項目

身体拘束適正化検討委員会は、定期的（年１回）に開催するほか、必要に応じて開催し、次に掲げる事項について審議する。

①身体拘束等について報告するための様式を整備すること

②支援職員その他の従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとと

もに、①の様式に従い、身体拘束等について報告すること

③身体拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること

④事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原

因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること

⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること

⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること

３．身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

事業所の職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、身体拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき、適正化を徹底するため、以下の通り実施する。

（１）新規採用者に対する研修

新規採用時に、身体拘束等の適正化の基礎に関する教育を行う。

（２）全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、本指針に基づいた研修プログラムを作成し定期的な研修（年1回）

を実施する。

４．事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

（１）管理者へ報告

支援職員等は、事業所内で身体拘束の必要性が懸念される事態が発生した場合、

管理者に報告します。

（２）聞き取り

管理者は、支援職員等から聞き取りを行い身体拘束の実施が必要とされるか判断し

ます。その結果、必要性が認められない場合、カンファレンス等により支援の見

直し等を行います。

身体拘束の実施が必要とされる場合、身体拘束適正化検討委員会へ報告します。

（３）身体拘束適正化検討委員会の審議

身体拘束適正化検討委員会において、利用者本人の態様、身体拘束の必要性を判断し

ます。

５．身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

（１）３要件の確認

次の３要件をすべて満たすことを「身体拘束適正化検討委員会」で検討・確認し記録

します

1. 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が

著しく高いこと

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと

③ 一時性：身体拘束が一時的なものであること

（２）要件合致の確認

利用者本人の態様を踏まえ身体拘束適正化検討委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

（３）利用者本人または家族への説明・確認及び記録

管理者又はサービス管理責任者は、利用者本人または家族に対し、緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、身体拘束の内容、目的、理由、構想時間、時間帯、期間等を説明し書面で確認します。

（４）拘束解除

身体拘束の実施状況や利用者本人の日々の心身の状態等の経過観察を行い、同委員

会で拘束解除に向けた確認(３要件の具体的な再検討)を行います。

（５）記録

別紙「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いて記録します。

６．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針を事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等

がいつでも閲覧できるようにします。

７．その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

３項に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

８．身体拘束に該当する具体的な行為

身体的拘束に該当する具体的な行為は次のとおりです。

① 車いすやベッド等に縛り付ける。

② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。

⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年４月１日制定